

魚沼地域定住自立圏について

■ 定住自立圏構想について ■

「定住自立圏構想」とは、中心的な役割を担う「中心市」と、生活・経済面で関りの深い「近隣市町村」が「形成協定」を通じて圏域を形成し、互いに連携・協力して人口の定住や圏域全体の生活機能の確保を図る広域行政の施策の1つです。

【背景】

- ・三大都市圏、地方圏ともに人口が減少する「過密なき過疎」の時代の到来
- ・全国的な少子化、高齢化の急速な進行
 - 特に地方圏における将来は極めて厳しい

【目的】

- ・地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成
- ・地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止める
- ・三大都市圏の住民へライフステージやライフスタイルに応じた住居の選択肢を提供
 - 以上により、地方圏へ人の流れを創出する

「中心市宣言」をした中心市と近隣市町村がそれぞれ形成協定を締結することで、定住自立圏が形成されます。



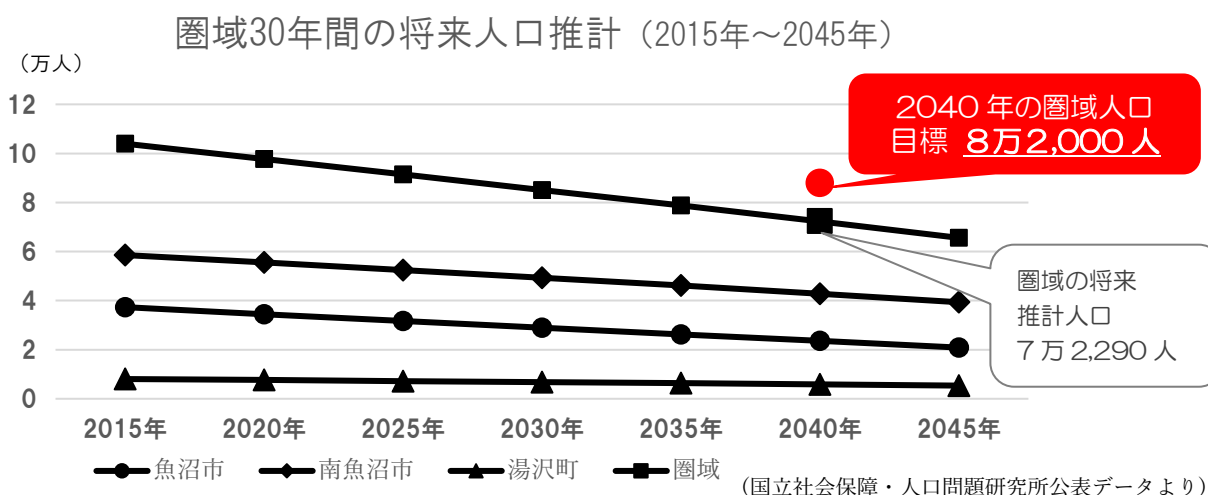
▲[総務省 HP]定住自立圏の概要から

【魚沼地域定住自立圏】

中心市（南魚沼市）と近隣市町（魚沼市、湯沢町）が、「形成協定」を締結して形成した圏域です。

H26年		検討開始
H27年	2月	2市1町首長会議による基本合意
	9月29日	中心市宣言（南魚沼市）
H28年	3月25日	形成協定締結
	10月	魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（H28～R2）策定
R3年	10月	第2期魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（R3～R7）策定

■人口減少の時代における圏域の現状と将来像■



「国立社会保障・人口問題研究所」は、2040年の圏域の人口を、7万2,290人と推計しています。2015年の10万3,966人から約3割減となる見込みです。

各市町は独自の施策に取り組むと共に、魚沼地域定住自立圏の連携により、2040年時点で人口8万2,000人の確保を目標としています。

人口減少の時代を迎え、住民も行政職員も減っていくことが予想される中では、自治体がそれぞれ独自に「フルセットの行政サービス」を提供することは将来的に困難となります。

こうした状況を踏まえ、今後は魚沼地域定住自立圏の圏域を住民の生活機能を維持するための最小単位として捉え、2市1町の広域的な連携・協力と役割分担により、圏域の自立した行財政基盤の確保と、住みよい生活環境を維持して人口の定住に繋げていくことが重要となります。

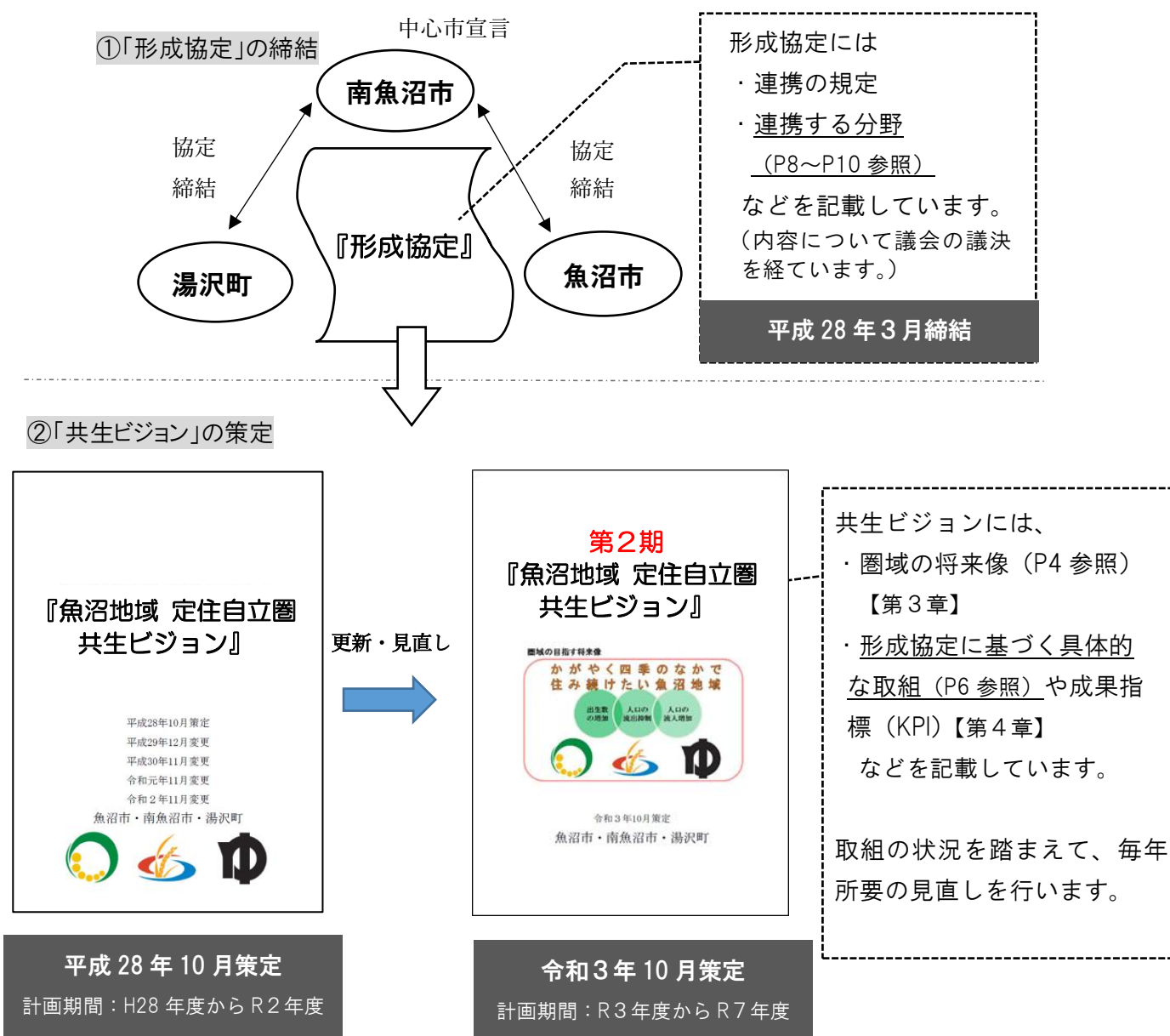
■ 『魚沼地域定住自立圏共生ビジョン』の策定 ■

圏域の市町で連携する分野は「形成協定」により定められています。形成協定に基づく具体的な取組(連携事業)を記載したものが「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン(以下、共生ビジョン)」です。

①「形成協定」の締結は平成 28 年 3 月に行われ、これを受けて、②「共生ビジョン」の策定が同年 10 月に行われました。

共生ビジョンは、取組の状況を踏まえて、毎年所要の見直しをすることとされています。

第1期共生ビジョンの計画期間が終了し、社会情勢の変化による影響やこれまでの成果を踏まえて、令和3年 10 月に第2期共生ビジョンを策定しました。



■魚沼地域定住自立圏の目指す将来像■

魚沼地域定住自立圏の将来像

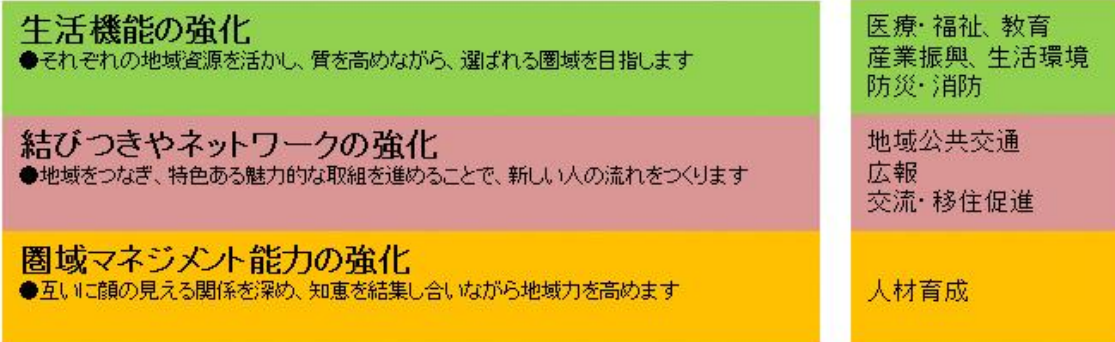
各市町のまちづくりの将来像

魚沼市 「人と四季がかがやく 雪のくに」
 南魚沼市 「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」
 湯沢町 「君と一緒に暮らす町」

各市町の将来像の実現に向けた 定住自立圏の基本的な方向性

- 1 互いの自治と、それぞれが守り育んできた歴史、文化など独自性を尊重し合います
- 2 「ひとづくり」と「ものづくり」を大切に、互いに強く結びつき支え合います
- 3 圏域の安全安心な暮らしや自然環境を守り、住みやすく、訪れたいくなる「地域づくり」を進めます

連携する政策分野

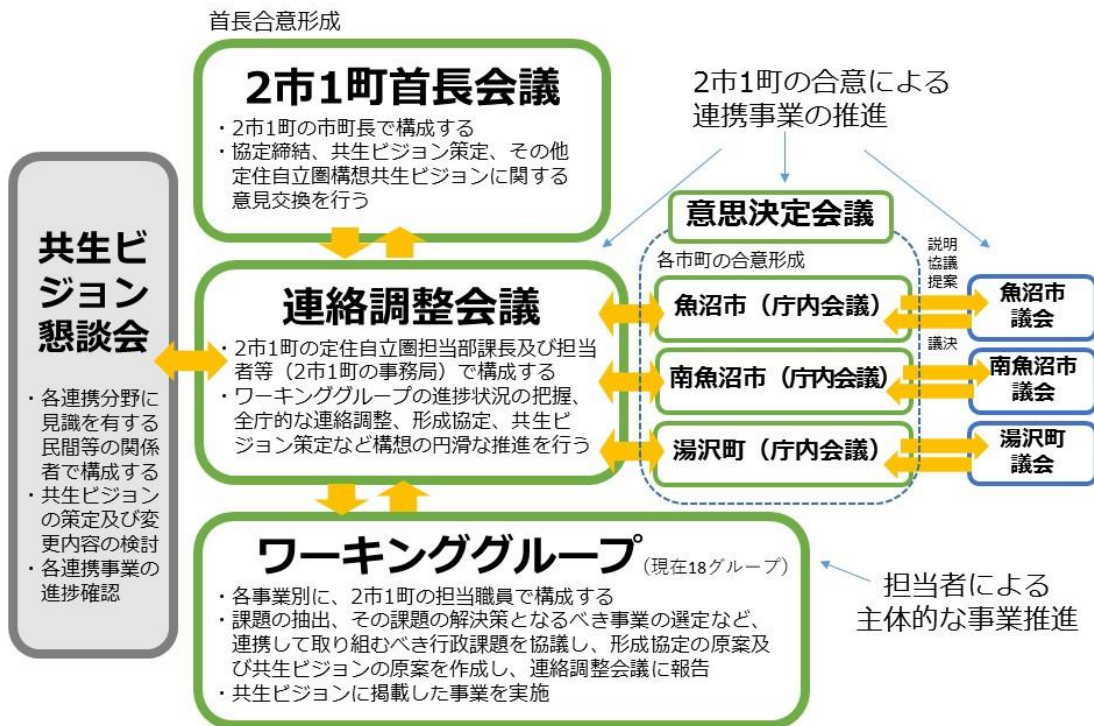


圏域の目指す将来像

かがやく四季のなかで
 住み続けたい魚沼地域



■魚沼地域定住自立圏の推進体制図■



■共生ビジョン懇談会について■

共生ビジョン懇談会は、共生ビジョンの策定または変更にあたって、定住自立圏の取組の各分野の関係者の意見を幅広く反映させるため設置される組織です。

魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会は設置要綱(P11 参照)に基づき、平成28年5月に発足しました。毎年参集いただき、共生ビジョンの策定や変更、2市1町の各連携事業の進捗状況などについて審議を行っています。

委員は、各市町から4名ずつ計12名で組織し、任期は2年、現在第4期目です。

【過去の開催状況】

H28年	5月16日	第1回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン（原案）を検討
	7月21日	第2回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン（修正案）を検討
	8月30日	第3回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン（案）を検討
H29年	10月24日	第4回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン変更(案)の検討
H30年	10月19日	第5回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン変更(案)の検討
H31年	3月26日	第6回共生ビジョン懇談会	H30年度事業の進捗状況報告
R 1年	10月31日	第7回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン変更(案)の検討
R 2年	5月28日	共生ビジョン懇談会へ意見照会	R1年度事業の振り返りと今後の方針
	11月11日	第8回共生ビジョン懇談会	共生ビジョン最終変更(案)、第2期ビジョン（原案）を検討
R 3年	9月21日	第9回共生ビジョン懇談会	第2期共生ビジョン（原案）を検討

■ 2市1町の連携事業について ■

現在、18の連携事業があり、それぞれに2市1町の職員でワーキンググループを組んで事業を推進しています。

(各事業の概要など詳細は、「第2期魚沼地域定住自立圏共生ビジョン」P26～参照)

〈該当する形成協定〉	〈形成協定に基づく具体的取組〉
地域医療等連携推進	地域医療連携推進事業
教育・文化・スポーツ施設の相互利用	図書館の相互利用事業
	スポーツ施設の相互利用事業
	文化施設の相互利用事業
生涯学習の推進	公民館講座の相互利用
U・I・Jターンの促進 (移住・定住・地域交流の促進)	定住促進事業
産官学連携	産業連携事業
観光情報の発信	圏域観光情報窓口事業
廃棄物処理等施設の 広域化	廃棄物処理等広域連携事業
	し尿等受入処理施設広域化事業
消費生活相談体制の 強化	消費生活相談体制の強化事業
地域公共交通ネットワ ークの維持	路線バス支援事業
移住・定住・地域交流 の促進	婚活支援事業
	子育て拠点施設の相互利用事業
職員の人材育成	職員の人材育成のための合同研修

※上記の共生ビジョン記載の連携事業のほか、現在「木質バイオマス利用促進事業」、「防災対策活動推進事業」、「広報活動推進連携事業」が具体的な事業を検討中です。

□これまでに検討されてきたその他の連携事業

- ・木質バイオマス発電事業
- ・有機センターの相互利用事業
- ・斎場の相互利用事業
- ・鳥獣害対策事業
- ・消防相互応援協定
- ・手話講座の合同開催
- ・地域プロデュース人材育成事業
- ・県へのスポーツ施設の整備要望と広域スポーツ大会の誘致
- ・世界的な現代文化・芸術・スポーツに触れる観光のまち構想
- ・環境副読本作成 など

具体的な事業化に結びつかなかったものや、圏域より広い範囲で連携の枠組みが既にあるため検討をやめた事業もありました。

□これまでの取組の成果

【ハード関連】

- ・圏域内のし尿や浄化槽汚泥を県下水処理施設に直接投入するため、県浄化センター敷地内に2市1町の「し尿等受入施設」（平成30年2月完成）を設置
- ・新ごみ処理施設建設を具体的に進めるため圏域で準備室を設置（2市1町の職員を配置し、H37年度稼働を目指したが方針転換により令和2年で解散）

【ソフト関連】

- ・看護師確保のための給付型修学資金貸与制度を創設（南魚沼市）
- ・図書館の相互利用開始（H30年度開始）
- ・食品ロス削減に向けた「おいしい食べきり運動」の実施
- ・婚活支援事業（情報の共同発信）
- ・基幹路線バスの魚沼基幹病院への乗り入れ
- ・2市1町合同セミナーや研修等の開催
（高校生向け職場体験事業、若者向け就職ガイダンス、消費者問題講演会、共同のまちづくりのための研修会などを合同で実施）

(参考資料1)形成協定の連携分野

「形成協定」の連携分野一覧 この内容について、2市1町で連携を進めていきます。

(甲 は南魚沼市(中心市) 乙 は魚沼市、湯沢町(周辺自治体) のことを指しています)

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1)医療

地域医療等連携推進	取組内容	圏域内の地域医療連携体制等の整備に関して必要な取組を行う。
	甲の役割	乙及び関係機関と連携し、圏域の地域医療体制等の現状に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。
	乙の役割	甲及び関係機関と連携し、圏域の地域医療体制等の現状に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。

(2)教育

教育・文化・スポーツ施設の相互利用	取組内容	圏域内にある教育・文化・スポーツ施設の有効活用を図るため、教育・文化・スポーツ施設の相互利用を実施する。
	甲の役割	乙の住民に、甲が設置する教育・文化・スポーツ施設について、甲の住民と同一条件で提供する。
	乙の役割	甲の住民に、乙が設置する教育・文化・スポーツ施設について、乙の住民と同一条件で提供する。
生涯学習の推進	取組内容	圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習講座等の充実を図る。
	甲の役割	乙と連携し、生涯学習講座等の充実を図る取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、生涯学習講座等の充実を図る取組を行う。

(3)産業振興

U・I・J ターンの促進	取組内容	圏域内への U・I・J ターンを促進するため、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
	甲の役割	乙と連携し、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
産官学連携	取組内容	圏域内の学術機関等と連携し、地域産業の振興を図る。
	甲の役割	乙と連携し、大学等を活用した地域産業の振興を促す取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、大学等を活用した地域産業の振興を促す取組を行う。
観光情報の発信	取組内容	広域観光を推進するため、ほくほく線、只見線などの地域資源を活かし、誘客増加に向けた取組を行う。
	甲の役割	乙と連携し、広域観光の推進に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、広域観光の推進に必要な取組を行う。

林業振興の推進	取組内容	地球温暖化の防止、循環型社会の形成及び圏域内の農山村の活性化に向けて、森林整備の促進及び森林資源の有効活用の推進を図る。
	甲の役割	森林整備の促進及び森林資源の有効活用のため、乙と連携し、木質バイオマス活用に関する取組を推進する。
	乙の役割	森林整備の促進及び森林資源の有効活用のため、甲と連携し、木質バイオマス活用に関する取組を推進する。
環境保全型農業の推進	取組内容	循環型社会の形成及び環境保全型農業の推進のため、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、環境保全型農業を推進する取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、環境保全型農業を推進する取組を行う。

(4)生活環境

廃棄物処理等施設の広域化	取組内容	圏域内の廃棄物を広域的に処理するため、廃棄物処理等施設を共同で建設し、行政区域を越えた処理を相互に行う体制を整備する。また、廃棄物の減量化に向けて意識啓発を行う。
	甲の役割	廃棄物処理等の広域化を推進するために、乙と連携し、広域処理体制を整備する。
	乙の役割	廃棄物処理等の広域化を推進するために、甲と連携し、広域処理体制を整備する。
斎場の相互利用	取組内容	圏域住民の利便を図るため、斎場の相互利用を実施する。
	甲の役割	乙の住民に、甲の住民と同一条件で提供する。
	乙の役割	甲の住民に、乙の住民と同一条件で提供する。
鳥獣害防止対策	取組内容	圏域内の鳥獣害防止に資する取組を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、鳥獣害防止対策に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、鳥獣害防止対策に必要な取組を行う。
消費生活相談体制の強化	取組内容	圏域内の消費生活に関する安全・安心を確保するため、消費生活相談体制を強化する。
	甲の役割	(1)乙と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行う。 (2)専門機関との連携を強化し、対処困難ケースへの的確な対応を行うとともに、相談内容に応じて乙と協力して対応する。
	乙の役割	(1)甲と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行う。 (2)専門機関との連携を強化し、対処困難ケースへの的確な対応を行うとともに、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

(5)防災

防災対策活動の推進	取組内容	圏域住民の防災意識を高めるとともに、圏域内の防災体制の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、情報共有等を行いながら圏域内の防災体制の強化に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、情報共有等を行いながら圏域内の防災体制の強化に必要な取組を行う。

(6)消防

消防・救急相互応援体制の充実	取組内容	圏域住民の生命及び財産を守るため、消防・救急体制の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内の消防・救急体制の強化に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内の消防・救急体制の強化に必要な取組を行う。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1)地域公共交通

地域公共交通ネットワークの維持	取組内容	圏域内における通勤、通学及び通院等の生活交通を確保するため、圏域内の公共交通ネットワークの維持を図る。
	甲の役割	バス路線等を維持するために必要な費用負担及び関係機関との調整について、乙と協力して行う。
	乙の役割	バス路線等を維持するために必要な費用負担及び関係機関との調整について、甲と協力して行う。

(2)広報

情報発信の強化	取組内容	圏域内の交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、圏域内の情報発信の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内の情報共有及び情報発信を充実させる取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内の情報共有及び情報発信を充実させる取組を行う。

(3)交流・移住促進

移住・定住・地域交流の促進	取組内容	圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を促進する。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を支援する取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を支援する取組を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1)人材育成

職員の人材育成	取組内容	合同専門研修の実施等により、圏域内における職員の人材育成を図る。
	甲の役割	乙と連携し、合同専門研修の実施等について必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、合同専門研修の実施等について必要な取組を行う。

(参考資料2)魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成28年5月6日 告示第154号

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)を策定し、又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項について検討する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 共生ビジョンの実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、南魚沼市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 魚沼地域定住自立圏形成協定に掲げる取組事項に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 懇談会の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の懇談会は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、南魚沼市企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2年以内とすることができる。